

平成24年4月1日からスタートします

清流の国ぎふ 森林・環境税

岐阜県は、県土の約8割を占める森林や、日本海・太平洋に注ぐ河川など、豊かな自然環境を形成しています。
この豊かな森林や、清らかな河川を県民全体の共有財産である環境資源として私たちが将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を早急かつ確実に進めていく必要があります。このため、必要な費用を県民のみなさまにご負担いただくために、平成24年4月から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入することとしました。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

森林・環境税のしくみ

既存の県民税に上乗せして徴収するため、新たな手続等は必要ありません。

	個人	法人
納税義務者	(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある法人等
税額(率)	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から平成28年度までの5年間	平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度分

森林・環境税の使いみち

既存の税収と区別し、必要な施策のための財源とします。

主な施策

- 環境保全を目的とした水源地域等の森林整備
- 広葉樹林の整備や鳥獣害の防除
- 希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃、河川魚道の機能回復
- 教育施設の木造・木質化、木製学習教材の導入
- 県民参加の環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施
- 市町村が特に必要と考える事業(市町村提案事業)に対する支援 など

また、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を新たに設置し、施策への意見や提案、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果について公表します。



①環境保全を目的とした水源地域等の整備



②里山林の整備・利用の促進



③生物多様性・水環境の保全

⑤地域が主体となった環境保全活動の促進

④公共施設等における県産材の利用促進



お問い合わせ先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁内

税のしくみについて

総務部
税務課

TEL (058) 272-1153
FAX (058) 271-3711

E-mail:c11110@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちについて(森林について)

林政部
林政課

TEL (058) 272-8470
FAX (058) 278-2702

E-mail:c11511@pref.gifu.lg.jp

税の使いみちについて(環境について)

環境生活部
環境生活政策課

TEL (058) 272-8202
FAX (058) 278-2605

E-mail:c11260@pref.gifu.lg.jp

清流の国ぎふ森林・環境税のホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/ringyo-mokuzai-sangyo/kanren-joho/zei/>



岐阜県

GIFU